令和8年度名古屋市市政広報ラジオ番組「施策等説明番組」 制作及び放送業務委託 仕様書

1 放送内容

全世代をターゲットとして、名古屋市の主な事業や施策等を市民が身 近に感じられるようにわかりやすく紹介する。

2 放送期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日

3 放送回数

年102回以上(原則週2回)

4 実質放送時間

3分以上

5 制作について

- (1)名古屋市が提示するテーマに基づいた番組または番組内コーナー(以下「番組」と言う。)を制作し、名古屋市内全域で聴取可能な超短波放送(FMラジオ放送)か中波放送(AMラジオ放送)のいずれかを行うこと。放送原稿は、名古屋市が提供する資料に基づいて受託者が作成し、名古屋市の承諾を受けること。
- (2)収録及び放送は受託者の責任で行い、名古屋市が特に必要と認めた場合を除き、名古屋市は立ち会わないものとすること。
- (3)やむを得ない事情により、当初契約時または事前の打ち合わせで決定した放送日時と異なる放送日時で放送する場合や、当初契約時または事前の打ち合わせで決定した出演者と異なる出演者を起用する場合は、事前に名古屋市と協議し、承諾を受けること。なお、これらの場合、変更内容について事前に周知を図ること。
- (4)本放送後原則令和 9年 3月31日まで、放送局の番組ホームページなどで番組を配信すること。

6 追加提案について

- (1)本番組及び本市の施策の認知度向上のため、インターネットやSNS を活用した広告・その他イベントなど、本番組及び本市の施策を効果 的に広告・宣伝、発信する方法を追加提案すること。
- (2)本市の施策の認知度向上のため、本市のSNSと連携した企画等を追加提案すること。

7 著作権の帰属及び権利処理について

番組及び番組の制作のために収録した素材、その他番組の制作のために制作された著作物に関する著作権等は受託者に帰属する。また、受託者は放送、納品物の利用についての権利処理を番組制作時に行うものとする。

8 その他

- (1)番組放送後、放送内容を録音したものを名古屋市が別途指定する記録媒体及びファイル形式で納品すること。納品期限については名古屋市と受託者で別途協議の上、定めることとする。
- (2)名古屋市ウェブサイトにおいて、番組ホームページへのリンクを掲載することを承認すること。
- (3)地震など重大な災害が発生し、または発生が見込まれ、名古屋市が必要と判断した場合、名古屋市広報番組の通常放送を中断し、災害警戒情報を放送すること。
- (4) 地震・災害等の緊急特別番組放送のため、当初予定されていた日時に 急遽番組が放送できなくなった場合には、通常の放送再開日時につい て名古屋市と協議の上、すみやかに決めること。
- (5) 6月と12月の聴取率(全体及び年齢10歳刻みの聴取率がわかるもの)を調査後ただちに文書で報告すること。
- (6) 本番組の聴取に関すること及び上記 6 の提案に関することについて、 広報効果が測定できるものがあれば、名古屋市と協議の上、期日を定 めて文書で報告すること。
- (7) 聴取者から番組に寄せられた意見や感想などがあれば取りまとめて 適時名古屋市へ文書で報告すること。
- (8)妨害又は不当請求に対する届出義務
 - ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、名古屋市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9)受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなけ

ればならない。

(10) その他、本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化等により本仕 様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度、名古屋 市と受託者で協議の上、速やかに対処すること。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名 古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」と いう。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」と いう。)、名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護 条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報(名古屋市(以下「委託者」という。)が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない
- 2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

- 第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 受託者は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市 規則第50号)第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物(委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

- **第8** 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

- 第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。
- 2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

- 第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

- 第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を 行わなければならない。
- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の 内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- **第12** 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
 - (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。 (特定個人情報に関する特則)
- 第13 受託者は、本件業務が特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その 他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十 分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース(賃貸を含む。)をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害 種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務 に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障 害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に 関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に 遵守させなければならない。